

羽月川の鳥類としては、セキレイ類が耕作地等の開けた緑地において昆虫を捕食し、サギ類、カモ類、シギ類の多くの鳥類がツルヨシ群落、オギ群落などの河辺植物群落を魚類や昆虫類を捕食するための餌場として利用し、サギ類が竹林、アカメガシワ群落などの河畔林をねぐらとして利用しています。

水際にはカルガモ、カイツブリが繁殖し、植生のない河原ではコチドリが、上流域のスタジイ群落、アラカシ群落などの樹林地ではカワラヒワが営巣しています。

保護上重要な鳥類としては、オシドリ、ミサゴ、ハヤブサが確認されています。

白木川

白木川の植生は、上流域では、主にアラカシやスタジイの常緑広葉樹林やスギ・ヒノキ植林が川沿いに分布しており、河道内の寄洲にはツルヨシ群落が分布しています。中～下流域の河川周辺は水田や畑などの耕作地で、川沿いにはメダケやホテイチクの竹林が多く、中流域には、アラカシを優占種とする河畔植生が見られます。中～下流域の河道内に形成された中州や寄洲にはツルヨシ群落やオオクサキビ群落、キシウズメノヒエ群落が見られ、河岸にはオギ群落やチガヤススキ群落が確認できます。また、保護上重要な植物種としては、ツキンチャクアオイ、マルバテイショウソウ、ツクシショウジョウバカマ、オモト、シュンランがあります。

白木川の魚類としては、平瀬をカマツカ、オイカワ等が、早瀬をトウヨシノボリ等が生息環境として利用しています。流れの緩やかな淵にはドンコ、カワムツが、深い淵にはコイが生息しています。ワンドやたまりは、魚類の稚魚やミナミメダカの生息環境となっているほか、ワンドやたまりの砂底には、スジエビが生息しています。水際植生部は、ドンコ、ミナミヌマエビが捕食者から身を隠す場所として利用しています。

保護上重要な魚介類としては、ミナミメダカ、ミナミヌマエビのほか、ドジョウ、ヤマトシマドジョウが確認されています。

白木川の鳥類としては、セキレイ類が耕作地等の開けた緑地において昆虫を捕食し、サギ類、カモ類、シギ類等の多くの鳥類がツルヨシ群落、オギ群落などの河辺植物群落を魚類や昆虫類を捕食するための餌場とし、カワガラスが瀬を水生昆虫の捕食場として利用しています。サギ類は、竹林、アカメガシワ群落などの河畔林をねぐらとして利用しています。

水際にはカイツブリが繁殖し、上流域のスタジイ群落、アラカシ群落などの樹林地ではカワラヒワが営巣しています。

市山川

市山川の植生は、山間部を流下する上流域では、スギ・ヒノキ植林が広範囲に広がっており、川沿いにはメダケ、ホテイチクの竹林やエノキ、アカメガシワの低木林が見られます。中～下流域の河川周辺は水田や畑などの耕作地で、河道内に形成された中州や寄洲にはツルヨシ群落、高水敷より上部には在来植物であるオギ群落や外来植物であるセイタカアワダチソウを優占種とする群落が広い範囲で見られ、羽月川合流点付近ではヤナギ群落の分布が見られます。また、保護上重要な植物種としては、ツクシショウジョウバカマ、シュンランがあります。

市山川の魚類としては、平瀬にはカマツカ、オイカワ等が、流れの緩やかな淵にはカワ

ムツが、深い淵にはウグイが生息しています。また、淵の泥底をギンブナが、淵の岩陰をニホンウナギが生息環境として利用しています。ワンドやたまりは、魚類の稚魚の生息環境となっているほか、ワンドやたまりの砂底にはイトモロコやカワニナが生息しています。水際植生部は、ドンコ、アリアケギバチ、ミナミヌマエビが捕食者から身を隠す場所として利用しています。

保護上重要な魚介類としては、ニホンウナギ、アリアケギバチ、ミナミヌマエビのほか、ドジョウが確認されています。

また、近年の調査では、特定外来種であるオオクチバスの生息が確認されています。

市山川の鳥類としては、セキレイ類が耕作地等の開けた緑地において昆虫を捕食し、サギ類、カモ類、シギ類等の多くの鳥類がツルヨシ群落、オギ群落などの河辺植物群落を魚類や昆虫類を捕食するための餌場とし、カワガラスが瀬を水生昆虫の捕食場として利用しています。サギ類は、竹林、アカメガシワ群落などの河畔林をねぐらとして利用しています。

水際にはカルガモ、カイツブリが繁殖し、上流域のスタジイ群落、アラカシ群落などの樹林地ではカワラヒワが営巣しています。

保護上重要な鳥類としては、ミサゴ、オオタカが確認されています。

綿打川・会田川

綿打川の植生は、近年整備を行った指定区間内ではあまり見られませんが、直轄区間では、河岸にヤナギ林が発達し、その他ツルヨシ群落やミゾソバ等を優占種とする群落が確認できます。また、河川沿いにはチガヤーススキ群落やマダケ等の竹林が見られます。

綿打川の魚類としては、平瀬にはカマツカ、オイカワ、タカハヤ等が、流れの緩やかな淵にはカワムツが、深い淵の泥底には、ギンブナやナマズが生息しています。ワンドやたまりは、魚類の稚魚やミナミメダカの生息環境となっているほか、ワンドやたまりの砂底には、スジエビが生息しています。水際植生部は、魚の稚魚やミナミヌマエビが捕食者から身を隠す場所として利用し、ミナミメダカは産卵場として利用しています。

保護上重要な魚介類としては、ミナミメダカ、ミナミヌマエビのほか、モノアラガイが確認されています。

綿打川の鳥類としては、セキレイ類が耕作地等の開けた緑地において昆虫を捕食し、サギ類、シギ類等の多くの鳥類がツルヨシ群落、オギ群落などの河辺植物群落を魚類や昆虫類を捕食するための餌場として利用し、サギ類が竹林などの河畔林をねぐらとして利用しています。

このように、上流圏域の河川やその周辺は多様で豊かな自然環境を有しています。

今後、河川事業を進めるにあたっては、治水安全度の向上と維持管理の実施にあわせて、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全するとともに、地域の人々が河川に親しめる川づくりに努める必要があります。

表 2-4 川内川上流圏域で確認された保護上重要な動植物

河川名	分類	種名	指定区分
針持川	魚類	アリアケギバチ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
	植物	オモト	鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
	植物	シュンラン	鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
羽月川	鳥類	ハヤブサ	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律：規制対象種
			環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類
			鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
	魚類	アリアケギバチ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
	魚類	ミナミメダカ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 (鹿兒島県 RL：準絶滅危惧)
	植物	ツクシショウジョウバカマ	鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
	植物	シュンラン	鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
白木川	魚類	ヤマトシマドジョウ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 (鹿兒島県 RL：準絶滅危惧)
			環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 (鹿兒島県 RL：準絶滅危惧)
			環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 (鹿兒島県 RL：準絶滅危惧)
	植物	キンチャクアオイ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 (鹿兒島県 RL：準絶滅危惧)
	植物	マルバテイショウソウ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅰ類
	植物	ツクシショウジョウバカマ	鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
	植物	オモト	鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
市山川	鳥類	オオタカ	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律：規制対象種 (環境省 RL：準絶滅危惧)
			鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
	魚類	ニホンウナギ	環境省 RL：絶滅危惧ⅠB類 鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅰ類
	魚類	アリアケギバチ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
	植物	ツクシショウジョウバカマ	鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
植物	シュンラン	鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類	
綿打川	魚類	ミナミメダカ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 (鹿兒島県 RL：準絶滅危惧)
湯谷川	植物	オモト	鹿兒島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類

注) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の規制対象種ならびに「環境省レッドリスト」もしくは「鹿兒島県レッドリスト」において、絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類として掲載される種を保護上重要な動植物として選定



写真 2-26 ツクシショウジョウバカマ
(鹿児島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類)

九州に分布する。山野のやや湿ったところに生える多年草。本県ではやや普通種であるが、生育環境は限定されている。



写真 2-27 シュンラン
(鹿児島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類)

北海道（奥尻島）、本州～九州に分布する。主に落葉広葉樹林の林床に生える常緑の地生ラン。県内では以前は普通種であったが、乱獲のために集団数は急速に減少している。



写真 2-28 オモト
(鹿児島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類)

本州（関東以西）～九州に分布する。森林の林床に生える常緑の多年草。県内の分布は散在的で集団数も個体数も少ない。



写真 2-29 カヤラン
(鹿児島県 RL：絶滅危惧Ⅰ類)

東北～九州に分布する。樹幹や枝に着生する常緑の着生ラン。県内の分布は散在的でごく稀である。



写真 2-30 カシノキラン
(環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類)

関東～九州に分布する。樹幹や枝に着生する常緑の着生ラン。県内ではやや稀少である。



写真 2-31 アリアケギバチ
 (環境省 RL: 絶滅危惧Ⅱ類)
 (鹿児島県 RL: 絶滅危惧Ⅱ類)

九州と壱岐に分布する。河川中流域から上流域の自然河岸の場所に多い。夜行性で昼間は転石の下や横穴などに潜む。



写真 2-32 ミナミメダカ
 (環境省 RL: 絶滅危惧Ⅱ類)
 (鹿児島県 RL: 準絶滅危惧)

本州南から四国、九州にかけて分布する。かつてはメダカ南日本集団とされていたが、近年正式に記載された。水田や用水路、小川など流れが緩やかなところに生息する。



写真 2-33 ヤマトシマドジョウ
 (環境省 RL: 絶滅危惧Ⅱ類)
 (鹿児島県 RL: 準絶滅危惧)

本州の山口県と九州に分布する。体側の斑紋は点列になる。河川中流域に生息する。



写真 2-34 オオタカ
 (種の保存法: 国内希少野生動物種)
 (環境省 RL: 準絶滅危惧)
 (鹿児島県 RL: 絶滅危惧Ⅱ類)

生息環境は、平地から低山地までの森林にすむが、農耕地や市街地などの開けた環境にも出現する。

2.3.3. 河川空間の利用

川内川全体では年間約 70.7 万人の河川利用者があると推計されています（平成 21 年度河川水辺の国勢調査結果 河川空間利用実態調査編）。利用形態の内訳は、釣りが約 10%、水遊びが約 8%、スポーツが約 8%、散策等が約 74%となっています。

河川の利用については、曾木の滝、湯之尾滝、轟公園等の景勝地における観光、河川敷や堤防における散策やスポーツ、花火大会、河川内におけるボートレース大会、カヌー等の練習、ホテル鑑賞、アユ漁など、多岐に利用されていますが、利用割合では堤防や河川敷がほとんどを占めています。

川内川は、住民団体や小中学生による生物調査や水質調査等の環境学習活動の場として利用されており、「川内川を日本一の清流に」をスローガンに河川愛護意識や環境意識を高めることを目的とした「川内川子ども環境ネットワーク」*が設立されています。また、川に関する活動を行う住民団体等により、相互の連携強化や流域全体の情報を共有することを目的とした情報誌の発行等が行われています。

自然や水とのふれあい、環境学習等の河川利用に対する地域住民からのニーズが増加しています。

※「川内川子ども環境ネットワーク」

川内川につながっている身近な川で、水の中の生物調査やゴミの調査などを行い、その結果を学校や地域で発表するなどの活動を通じて、川内川を日本一の清流にすることを目的として展開しています。

区分	項目	年間推計 (千人)		利用状況の割合	
		H18	H21	平成 18 年度	平成 21 年度
利用形態別	スポーツ	99	59		
	釣り	123	68		
	水遊び	47	56		
	散策等	784	524		
	合計	1,053	707		
利用場所別	水面	34	56		
	水際	139	72		
	高水敷	503	388		
	堤防	377	190		
	合計	1,053	707		

(平成 21 年度 河川水辺の国勢調査結果 河川空間利用実態調査編、平成 23 年 3 月)

図 2-10 川内川の年間河川空間利用状況



写真 2-35 曾木の滝

滝幅 210m、高さ 12m あり、その雄大さと美しさから、「東洋のナイアガラ」と呼ばれる一大瀑布である。

(写真：伊佐市 HP)



写真 2-36 湯之尾滝ガラッパ公園

湯之尾滝と可動堰の間にある中州に作られた公園。34 体のガラッパ像が建てられている。夏にはキャンプ場としても利用され、毎年 5 月にドラゴンボートレースが開催されている。



写真 2-37 轟公園

羽月川沿いには轟公園があり、毎年 8 月に、川の環境保全と美化に対する広告・啓発や子供たちに故郷の素晴らしさを知ってもらうための川祭りが行われている。



写真 2-38 ふるさとの川整備事業

湧水町では、川内川ふるさとの川整備事業の認定により、まちづくりと一体となった川づくりを行っており、親子魚釣り大会、たこ上げ大会、伝統、漁法実演会、カヌー大会などが行われている。



写真 2-39 伊佐市夏祭り花火大会

毎年 8 月上旬に川内川の中州に位置する湯之尾滝公園で、連発花火など約 5000 発が打ち上げられる。湧水町でも 7 月下旬に川内川の河川敷で夏祭り花火大会が開催されている。(写真：伊佐市 HP)



写真 2-40 川内川子ども環境ネットワークの活動状況

自分たちで行った生き物調査結果や、パックテストによる水質結果などを、各団体によってとりまとめて、秋に全体発表会を行っている。写真は伊佐市立曾木小学校による針持川の調査状況。



写真 2-41 綿打川の多自然川づくり
生態系に配慮した護岸や水制工による多自然川づくりが行われている。住民の憩いの場となっており、ホテルの鑑賞スポットになっている。



写真 2-42 須屋川のりバーフロント整備
湧水町が実施するふれあい農園整備に併せて、緩傾斜護岸や階段等を整備することで、川に近づけ憩いの場となる河川空間を形成している。



図 2-11 湧水町ほたるマップ

第3章 河川整備計画の対象区間及び対象期間

3.1. 河川整備計画の対象区間

本整備計画の対象区間は、川内川上流圏域の県管理河川 41 河川です。

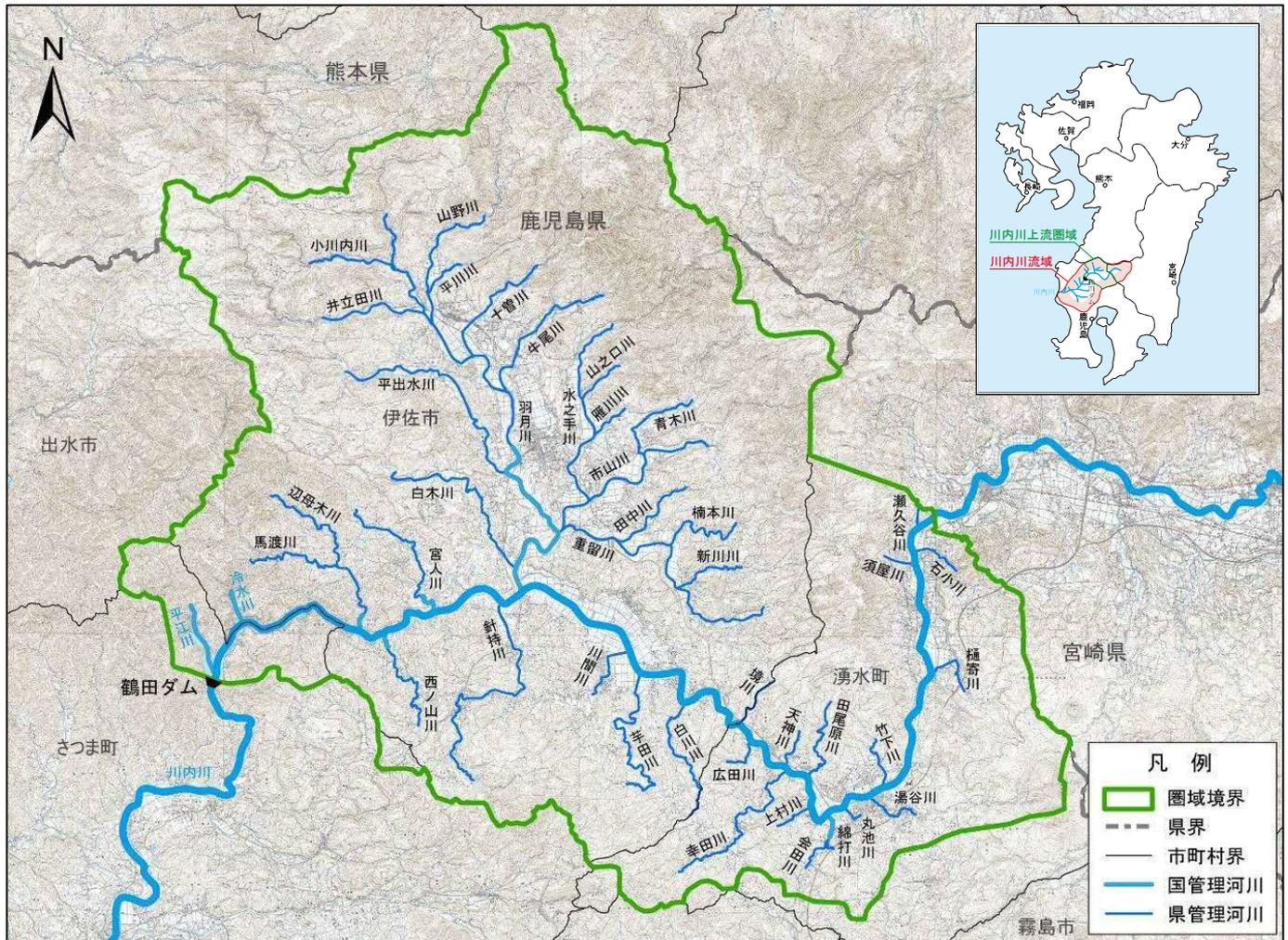


図 3-1 川内川上流圏域内の県管理区間

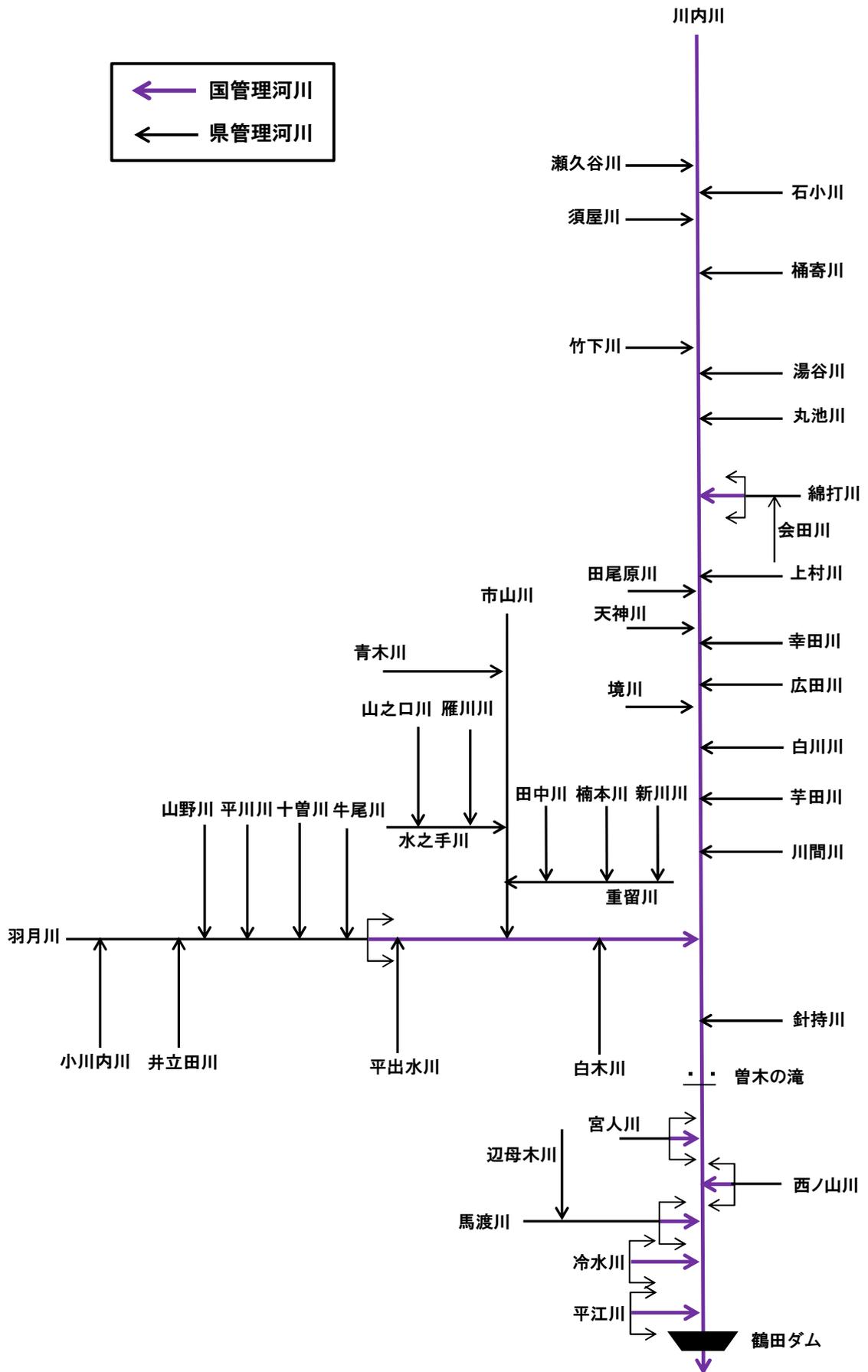


図 3-2 川内川上流圏域内の県管理区間の河川構造図

表 3-1 計画対象区間（県管理区間）

河川名	区 間		河川延長 (km)	流域面積 (km ²)
	上流端	下流端		
もたいがわ 馬渡川	左岸 伊佐市大口大字田代字小川内 213 番地先 右岸 "	川内川合流点	4.2	13.3
へぼぎがわ 辺母木川	左岸 伊佐市大口大字田代字椎木 622 番地先 右岸 " 618 番 1 地先	馬渡川合流点	4.8	7.9
にしやまがわ 西ノ山川	伊佐市大口大字針持字砂走 2,033 番地の市道橋	川内川合流点	4.0	7.0
みやひとがわ 宮人川	左岸 伊佐市大口大字川岩瀬字瀬戸内 476 番地先 右岸 " 500 番地先	川内川合流点	4.4	11.9
はりもちがわ 針持川	左岸 伊佐市大口針持字藤九郎 3,717 番 1 地先 右岸 " 字松山 3,746 番地先	川内川合流点	10.5	23.6
はつきがわ 羽月川	左岸 伊佐市大口大字山野字袴川内 1,924 番地先 右岸 " 1,926 番地先	川内川合流点	9.7	110.7
しらきがわ 白木川	左岸 伊佐市大口大字白木字溝口 1,275 番地先 右岸 " 字平道 1,283 番地先	羽月川合流点	7.5	18.3
いちやまがわ 市山川	左岸 伊佐市菱刈大字市山字中山段 1,676 番地先 右岸 " 字荒谷 1,625 番 2 地先	羽月川合流点	8.0	103.3
しげとめがわ 重留川	左岸 伊佐市菱刈大字前目字大山口 3,861 番地先 右岸 " 3,862 番地先	市山川合流点	11.5	45.7
しんがわがわ 新川川	弓掛川の合流点	重留川合流点	2.5	5.9
たなかがわ 田中川	左岸 伊佐市菱刈大字市山字若松 1,149 番 5 地先 右岸 " 1,149 番 6 地先	重留川合流点	3.5	4.3
くすもとがわ 楠本川	左岸 伊佐市菱刈大字徳辺字宮之前 1,153 番地先 右岸 " 字楠本 4,132 番地先	重留川合流点	3.7	14.8
みずのてがわ 水之手川	左岸 伊佐市大口大字木ノ氏字一ノ瀬 1,943 番 1 地先 右岸 " 字鳥居ヶ迫 1,734 番地先	市山川合流点	8.0	22.3
やまのくちがわ 山之口川	左岸 伊佐市大口大字篠原字湯之元 2,480 番地先 右岸 " 2,478 番地先	水之手川合流点	2.5	5.1
かりがわがわ 雁川川	左岸 伊佐市大口大字篠原字志木山 1,800 番 3 地先 右岸 " 1,827 番 11 地先	水之手川合流点	1.5	1.9
あおきがわ 青木川	左岸 伊佐市大口大字青木字渡瀬口 2,559 番地先 右岸 " 2,560 番地先	市山川合流点	3.4	13.8
ひらいずみがわ 平出水川	左岸 伊佐市大口大字平出水字中水流 2,055 番地先 右岸 " 字中谷口 2,038 番地先	羽月川合流点	7.2	20.2
うしおがわ 牛尾川	左岸 伊佐市大口大字牛尾字多布木 1,870 番地先 右岸 " 字青牟田 1,875 番地先	羽月川合流点	6.0	10.7
じっそがわ 十曾川	左岸 伊佐市大口大字小木原字北平 2,434 番地先 右岸 " 2,406 番 6 地先	羽月川合流点	5.7	23.7
ひらかわがわ 平川川	左岸 伊佐市大口大字山野字平川 3,942 番 3 地先 右岸 " 3,943 番地先	羽月川合流点	4.0	3.8
やまのがわ 山野川	左岸 伊佐市大口大字山野字内村 3,153 番口地先 右岸 " 3,154 番地先	羽月川合流点	5.0	26.1
いたちだがわ 井立田川	左岸 伊佐市大口大字山野字狸々 1,718 番地先 右岸 " 1,708 番地先	羽月川合流点	4.1	24.1
こがわうちがわ 小川内川	左岸 伊佐市大口大字小川内字尾崎 485 番地先 右岸 " 字鬼神国有林 33 林班ね小班地先	羽月川合流点	3.5	9.9
かまがわ 川間川	左岸 伊佐市菱刈大字荒田字西川 3,204 番の乙の 2 地先 右岸 " 大字南浦字宇都 2,740 番 2 地先	川内川合流点	1.0	8.7
いもたがわ 芋田川	左岸 伊佐市菱刈大字南浦字柳野 1,460 番地先 右岸 " 1,516 番地先	川内川合流点	6.5	12.8
しらかわがわ 白川川	左岸 伊佐市菱刈大字南浦字松峰 915 番 29 地先 右岸 始良郡湧水町大字幸田字吉原 1,406 番地先	川内川合流点	4.6	7.5
さかいがわ 境川	左岸 始良郡湧水町大字稲葉崎字大谷口 929 番地先 右岸 伊佐市菱刈大字平沢津字日野 725 番地先	川内川合流点	2.4	13.4
ひろたがわ 広田川	左岸 始良郡湧水町恒次字前平 1,920 番地先 右岸 " 字米ガミ 1,769 番 26 地先	川内川合流点	1.1	2.0
こうだがわ 幸田川	左岸 始良郡湧水町大字幸田字渡里 2,063 番 5 地先 右岸 " 字除ヶ場 2,163 番 2 地先	川内川合流点	6.2	10.4
てんじんがわ 天神川	左岸 始良郡湧水町大字田尾原字城ヶ鼻 470 番地先 右岸 " 大字稲葉崎字灰床 1,012 番地先	川内川合流点	1.4	4.3
たおぼるがわ 田尾原川	左岸 始良郡湧水町大字田尾原字田ヶ山 679 番地先 右岸 " 字壺ノ口 676 番地先	川内川合流点	2.5	3.8
かみわらがわ 上村川	左岸 始良郡湧水町大字恒次字米ヶ野 312 番 2 地先 右岸 " 大字蛭傘田 184 番地先	川内川合流点	1.0	2.7
わたうちがわ 綿打川	左岸 始良郡湧水町大字米永字久留須山 1,250 番地先 右岸 " 字金頭 968 番地先	川内川合流点	1.2	7.7
かいだがわ 会田川	左岸 始良郡湧水町米永字猿ハミ 1,871 番地先 右岸 " 1,866 番 1 地先	綿打川合流点	1.5	2.6
まるいけがわ 丸池川	左岸 始良郡湧水町大字木場字井手口 319 番地先 右岸 " 字丸井手 589 番地先	川内川合流点	1.0	1.7
ゆのたにがわ 湯谷川	左岸 始良郡湧水町大字木場字上長谷 2,450 番 1 地先 右岸 " 字上長谷 2,345 番地先	川内川合流点	2.2	6.0
たけしたがわ 竹下川	左岸 始良郡湧水町大字北方字山之口 3,112 番地先 右岸 " 3,114 番地先	川内川合流点	2.0	4.6
おけよりがわ 桶寄川	左岸 始良郡湧水町大字川添字宮前 1,285 番 2 地先 右岸 " 1,230 番 4 地先	川内川合流点	2.3	8.4
すやがわ 須屋川	左岸 始良郡湧水町大字川西字前目 3,096 番 2 地先 右岸 " 3,095 番 1 地先	川内川合流点	1.4	2.5
いしこがわ 石小川	左岸 始良郡湧水町大字中津川字松ヶ田 1,553 番地 右岸 " 大字鶴丸字木場 924 番 1 地先	川内川合流点	1.6	1.6
せくとにがわ 瀬久谷川	左岸 始良郡湧水町大字般若寺字慶城 429 番 2 地先 右岸 " 字中原 437 番地先	川内川合流点	0.5	2.0

3.2. 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画対象区間における河川整備の一連の効果が発現されるために必要な期間として、計画策定から概ね30年とします。

なお、本計画は、現時点の流域の社会経済状況・水害の発生状況・自然環境状況・河道状況等に基づき策定するものであり、策定後、これらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等の変化により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

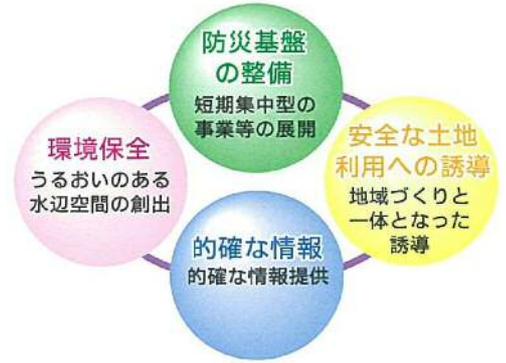
第4章 河川整備計画の目標に関する事項

4.1. 河川整備の基本方針

鹿児島県では、毎年のように河川のはん濫等による浸水被害が発生し、人命が危険にさらされ、財産の損害が生じており、浸水被害対策は緊急の課題となっています。

このため、「防災施設」、「情報」が一体となった『安全な地域づくり』を目指すとともに、自然環境に配慮しながら、河川整備を進めています。

川内川上流圏域においてもこの基本方針に基づいた川づくりを行っていきます。



■ 県民の生活と暮らしを守る安全な郷土づくり（鹿児島県の川づくり基本方針）

1. 安全で安心な暮らしを守る川づくり：洪水から生命・財産を守り、安心して暮らすことのできる川づくりを推進します。

- ①安全で安心な川づくり
- ②安全と水のめぐみに貢献するダム
- ③速やかな災害復旧と災害の再発防止

2. 豊かな自然環境に配慮した川づくり：川が本来有する生物の生息・生育環境の保全と再生に向けた川づくりを推進します。河川改修に当たっては、環境に配慮した多自然川づくりを行います。

3. 誰もが親しめる水辺空間としての川づくり：市町村が実施する河川を生かした地域整備に併せて、誰もが川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような、水辺整備を積極的に推進します。

4. 総合的な防災・減災対策（ハードとソフト一体的に）：施設整備を着実に進めるとともに、施設の能力を超えた災害に対処するため、防災情報の収集・伝達及び市町村へのハザードマップの作成支援など、ソフト対策の一層の充実を図ります。

5. 地域との連携と対話の推進：県民と行政との連携と対話により、川づくりを推進します。

6. 適切な維持管理：安全安心で豊かな自然環境が保全された河川を確保するために適切な維持管理を行います。



川内川上流圏域では

河川改修とソフト対策による安全・安心な川づくり	多様で良好な河川環境の保全に配慮した川づくり	地域住民が河川に興味や親しみを感ずることができる水辺空間整備
<p>川内川水系において近年洪水被害が発生した平成18年7月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水等の被害を防止又は軽減を図る河道整備を進めています。</p> <p>洪水時における雨量や河川水位情報の提供や住民参加型の防災教育、訓練の支援などにより水防体制づくりに寄与します。</p>	<p>河川整備の際は、圏域内河川が本来有している多様で良好な河川環境の保全に努めます。</p> <p>関係機関や地域と連携し、環境学習や清掃活動等を支援することにより、河川愛護の心を育みます。</p>	<p>地域と連携し、流域の良好な歴史・文化・景観等の保全に努め、地域におけるふれあいの場や憩いの場となるような水辺空間の確保に努めます。</p>

図 4-1 川内川上流圏域における河川整備の基本方針

4. 2. 河川整備計画の目標

4. 2. 1. 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

(1) 河道の流下能力向上対策

洪水による災害の発生の防止または軽減に関しては、川内川水系において近年洪水被害が発生した平成18年7月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水等の被害を防止又は軽減を図る河道整備を進めていきます。

(2) 危機管理対策

整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過した洪水に対しても被害を最小限に抑えるため、テレメータによる水位・雨量監視システムを十分活用した、防災情報の提供等のソフト対策の充実に努めます。また、防災意識の浸透、高揚を図るために、住民参加型の防災教育、訓練についても支援を行います。

4. 2. 2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用及び流水の正常な機能の保全に関しては、河川流量等の把握に努めつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観や水質を保持するため、利水者や地域住民と協力して、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保持に努めていきます。

4. 2. 3. 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 歴史・文化・景観等の保全

川内川上流圏域では、豊富な水や人々の暮らしで培われたきた良好な田園風景や河川景観が存在し、川と関わりの深い景勝地や歴史的構造物・文化財も多く、地域の重要な資源となっていることから、川と流域の人々の歴史的・文化的なつながりを踏まえ、これらの良好な歴史・文化・景観等を次世代へ引き継ぐために、地域や関係機関と連携し保全に努めます。

(2) 自然環境

川内川上流圏域は、流域の豊かな環境を反映して、重要種であるアリアケギバチやミナミメダカをはじめ多種多様な動植物が生息・生育・繁殖していることから、これら動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、圏域内河川が本来有している多様で良好な河川環境の保全に努めます。

また、豊かな河川環境を保全するとともに、地域住民が河川に興味を持ち河川に親しみを感じることができるよう、地域と一体となった河川環境整備のための協力体制づくりに努めます。

オオクチバス等の特定外来種については、在来種への影響が懸念されることから、関係機関、地域住民と連携して外来種の移入回避や、必要に応じて駆除に努めます。

(3) 水質

川内川上流圏域の水質については、環境基準を満足しており良好な水質が維持されています。圏域内の市町では、水道水源を良質で豊富な湧水と地下水に依存しており、かんがい用水等の農業用水にも使用されていることから、今後も地域や関係機関との連携により、現在の良好な水質の維持に努めます。

(4) 河川空間の利用

川内川上流圏域では、自然豊かな河川空間が観光や地域イベント、散策や環境学習のフィールドとして多岐にわたって利用されていることから、人々に潤いを与え地域住民が河川に興味を持ち河川に親しみを感じるよう、地域や関係機関と連携しながら、地域におけるふれあいの場や憩いの場となるような水辺空間の確保に努めます。

第5章 河川整備の実施に関する事項

5.1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

県管理区間の現状と課題を踏まえ、計画対象区間の中で、目標とする平成18年7月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水等の被害を防止又は軽減を図るために、今後30年程度で流下能力向上を図る河川工事を実施します。

川内川上流圏域内の河川整備は、表5-1に示す区間を対象とします。なお、今後計画規模を上回る洪水等が発生し、それ以外の箇所では家屋浸水が発生した場合は、被災箇所の状況に応じた局所的な整備を実施し、公共土木施設等が被害を被った場合は、その施設の従前の効用等を速やかに回復するよう努めます。

表 5-1 工事を施行する河川および区間

河川名	河川工事区間	工事場所
はりもち 針持川	3k400～7k300【L=約 3.9km】	伊佐市田原 ～伊佐市大口針持
はつき 羽月川	牛尾川合流点（2k000）～3k000【L=約 1.0km】 旧川合流点（4k200 付近）【L=約 0.6km】	伊佐市大口湊辺
しらき 白木川	①0k600（国道267号）～2k200【L=約 1.6km】 ②2k700～3k200【L=約 0.5km】 ③4k200～6k000【L=約 1.8km】	①伊佐市大口下殿 ②伊佐市大口白木 ③伊佐市大口白木
いちやま 市山川	青木川合流点（5k000）～7k300【L=約 2.3km】	伊佐市菱刈市山
かいだ 会田川	綿打川合流点～0.38km【L=約 0.38km】	始良郡湧水町綿打
おけより 桶寄川	川内川合流点～1.03km【L=約 1.03km】	始良郡湧水町川添

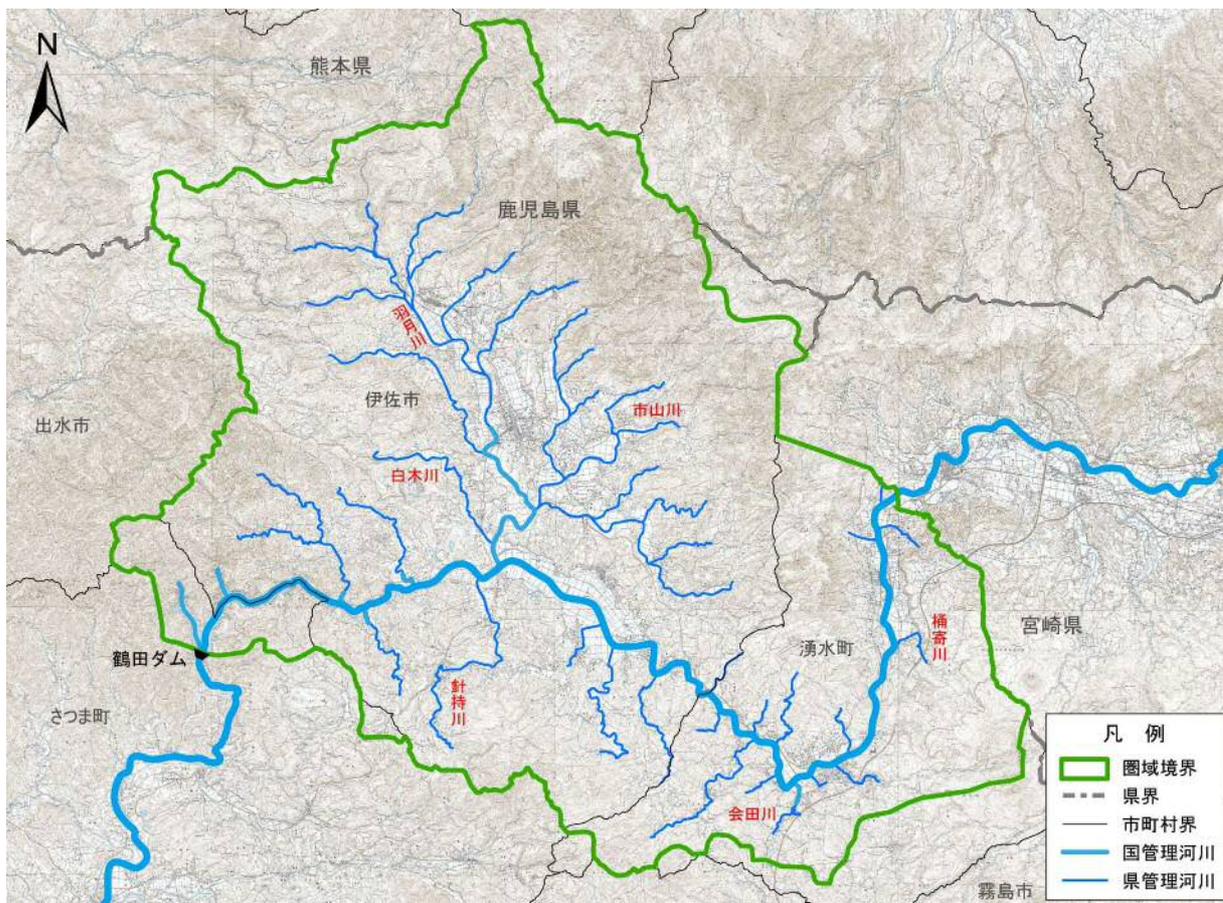


図 5-1 川内川上流圏域河川整備計画の施行の場所

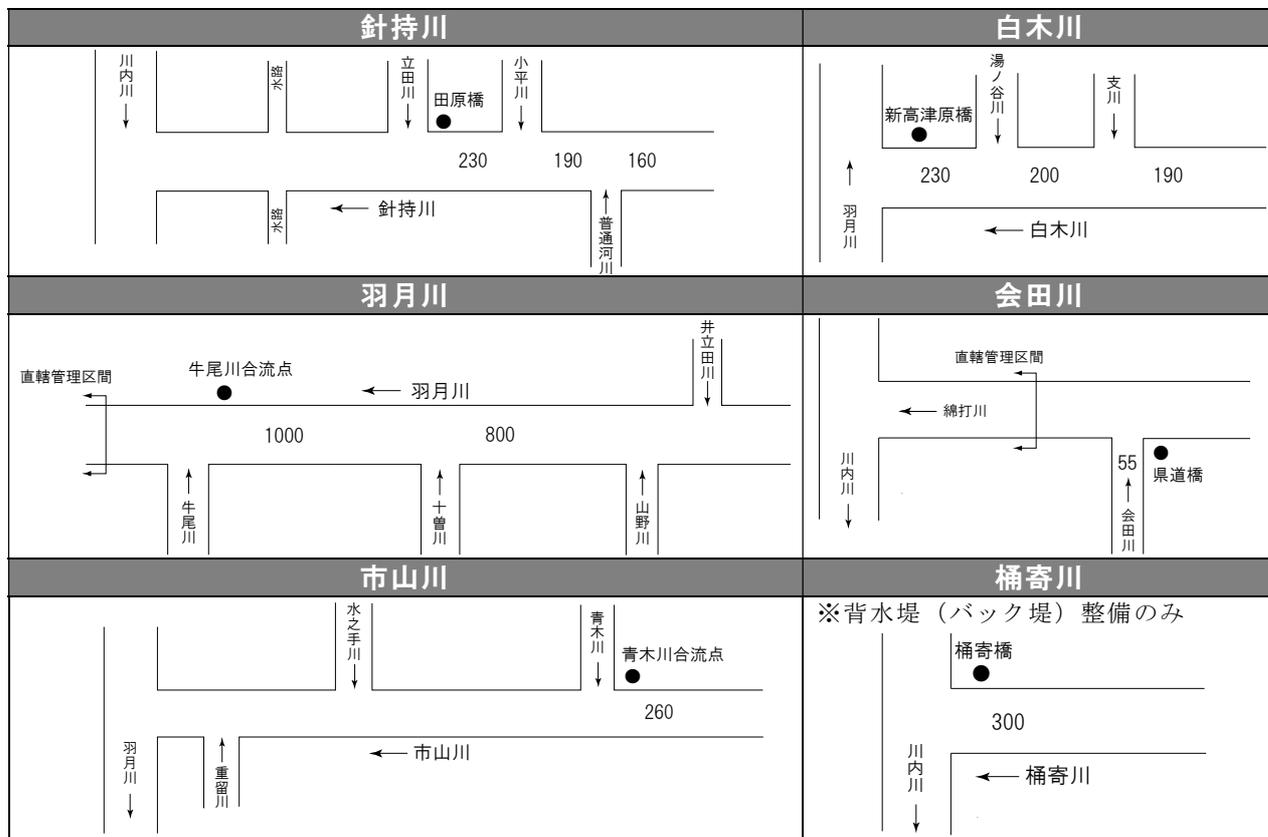


図 5-2 河川整備計画目標流量

● : 主要地点

5.1.1. 針持川

針持川では、整備目標流量に対する流下能力不足を解消するために、図 5-3に示す区間において、図 5-4に示すような河道拡幅や河床掘削、築堤、橋梁架替、堰改築等を行います。

河川改修にあたっては、沿川の地形・土地利用や景観、利活用状況、自然環境等の周辺環境に十分配慮し、周辺景観と調和のとれた護岸整備や川に親しめる水辺整備などの工夫を行うとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境保全のため、多様な水際部や瀬・淵の保全に努めた河川整備を行います。

また、取水施設等の許可工作物管理者とは事前に協議を行い、さらに、必要に応じて環境調査の実施や有識者等の意見聴取を行い、それらの結果を反映した河川改修とします。

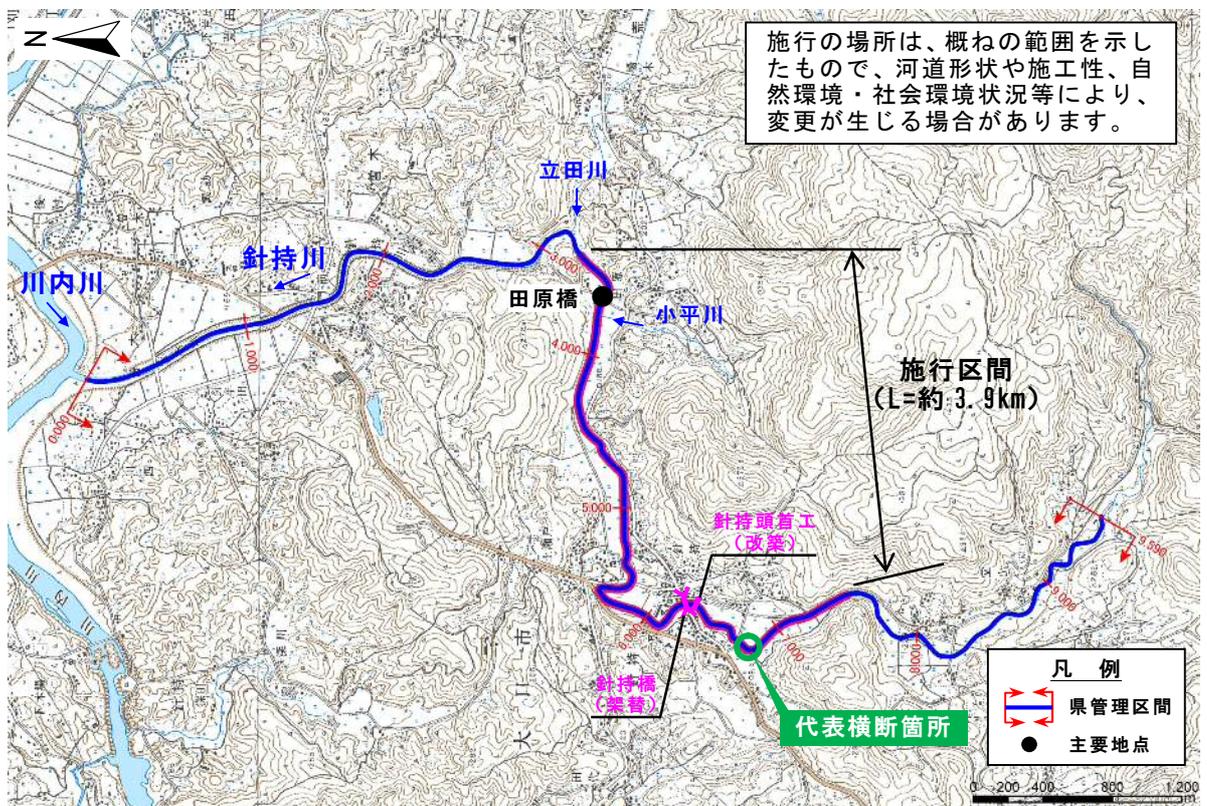


図 5-3 河川工事の施行場所（針持川）

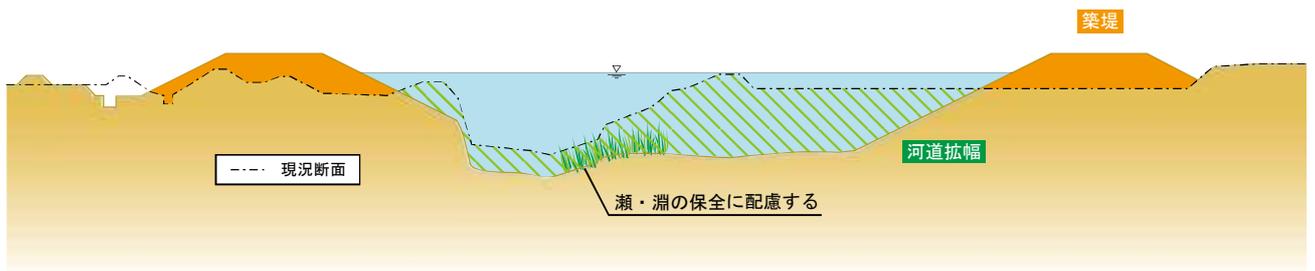


図 5-4 代表地点の改修横断イメージ（針持川）

5.1.2. 羽月川

羽月川では、整備目標流量に対する流下能力不足を解消するために、図 5-5に示す区間において、図 5-6に示すような河床掘削、築堤等を行います。

河川改修にあたっては、沿川の地形・土地利用や景観、利活用状況、自然環境等の周辺環境に十分配慮し、周辺景観と調和のとれた護岸整備や川に親しめる水辺整備などの工夫を行うとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境保全のため、多様な水際部や瀬・淵の保全に努めた河川整備を行います。

また、取水施設等の許可工作物管理者とは事前に協議を行い、さらに、必要に応じて環境調査の実施や有識者等の意見聴取を行い、それらの結果を反映した河川改修とします。

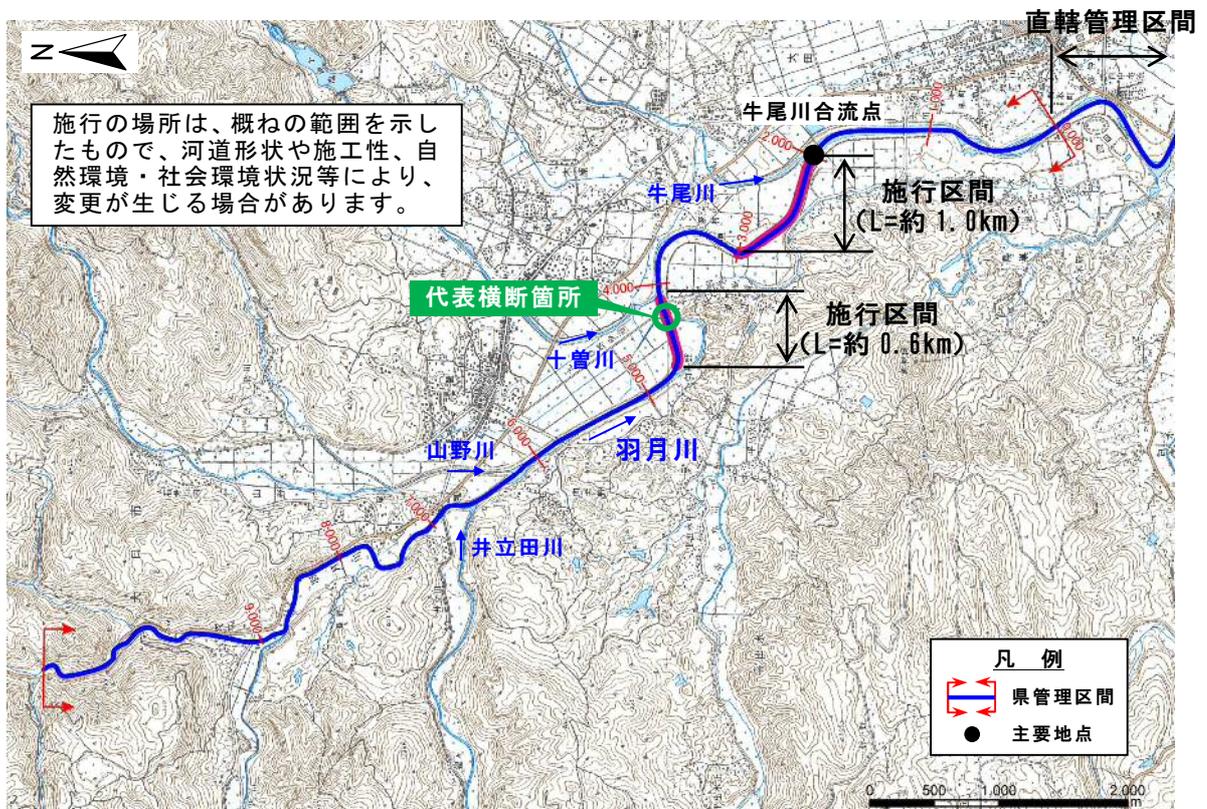


図 5-5 河川工事の施行場所（羽月川）

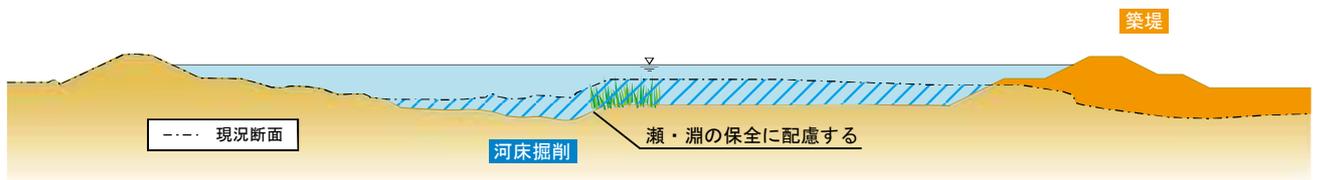


図 5-6 代表地点の改修横断イメージ（羽月川）

5.1.3. 白木川

白木川では、整備目標流量に対する流下能力不足を解消するために、図 5-7に示す区間において、図 5-8に示すような河道拡幅や河床掘削、築堤等を行います。

河川改修にあたっては、沿川の地形・土地利用や景観、利活用状況、自然環境等の周辺環境に十分配慮し、周辺景観と調和のとれた護岸整備や川に親しめる水辺整備などの工夫を行うとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境保全のため、多様な水際部や瀬・淵の保全に努めた河川整備を行います。

また、取水施設等の許可工作物管理者とは事前に協議を行い、さらに、必要に応じて環境調査の実施や有識者等の意見聴取を行い、それらの結果を反映した河川改修とします。

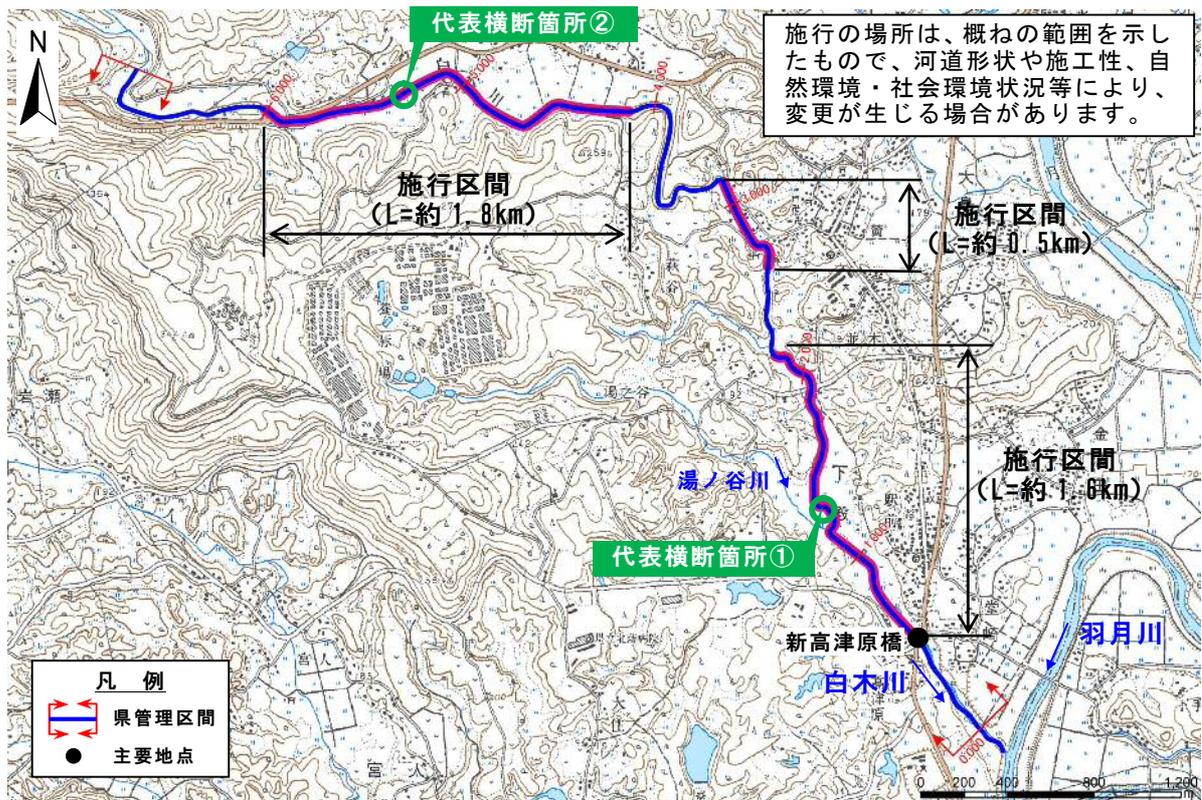


図 5-7 河川工事の施行場所（白木川）

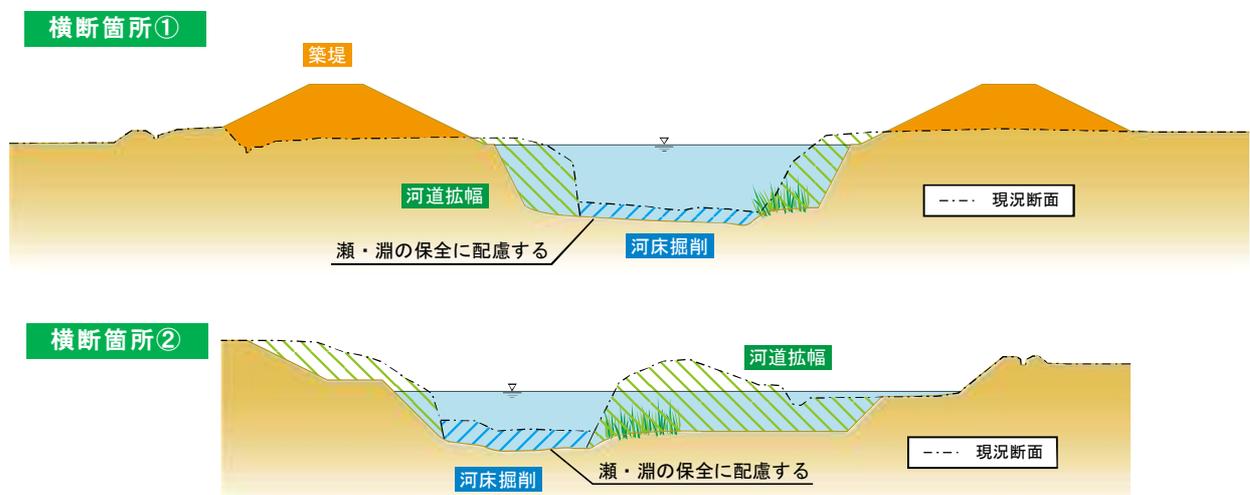


図 5-8 代表地点の改修横断イメージ（白木川）

5.1.4. 市山川

市山川では、整備目標流量に対する流下能力不足を解消するために、図 5-9に示す区間において、図 5-10に示すような河道拡幅や河床掘削、築堤等を行います。

河川改修にあたっては、沿川の地形・土地利用や景観、利活用状況、自然環境等の周辺環境に十分配慮し、周辺景観と調和のとれた護岸整備や川に親しめる水辺整備などの工夫を行うとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境保全のため、多様な水際部や瀬・淵の保全に努めた河川整備を行います。

また、取水施設等の許可工作物管理者とは事前に協議を行い、さらに、必要に応じて環境調査の実施や有識者等の意見聴取を行い、それらの結果を反映した河川改修とします。

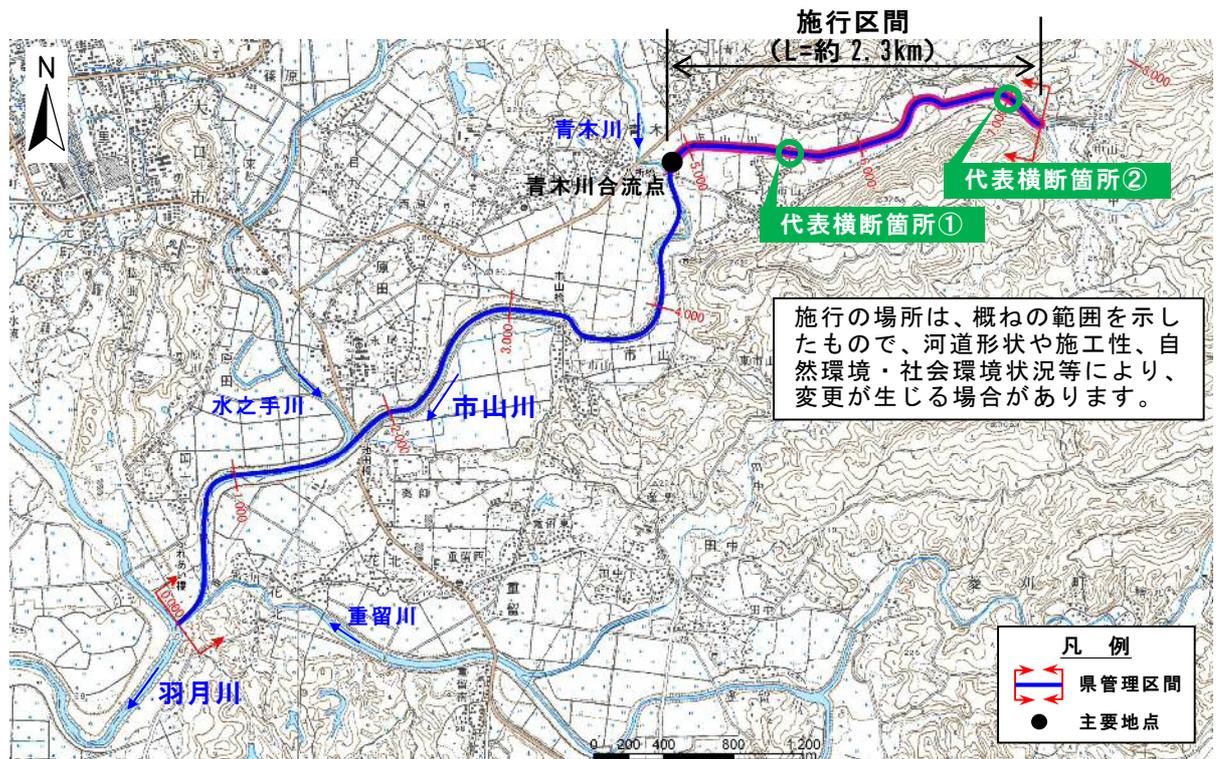


図 5-9 河川工事の施行場所（市山川）

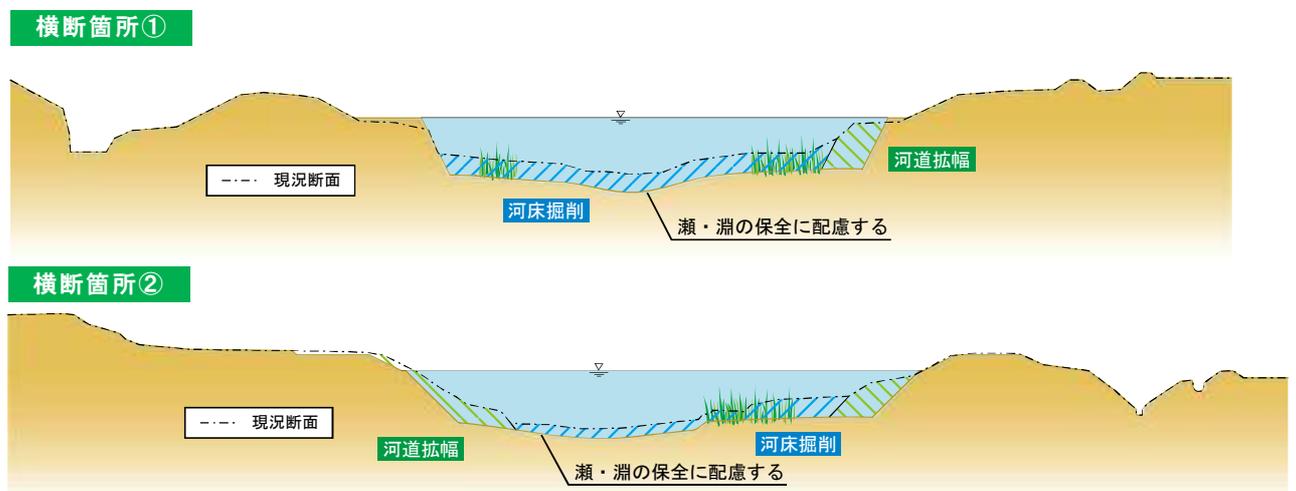


図 5-10 代表地点の改修横断イメージ（市山川）

5.1.5. 会田川

会田川では、整備目標流量に対する流下能力不足を解消するために、図 5-11に示す区間において、図 5-12に示すような河道拡幅や河床掘削、捷水路整備等を行います。

河川改修にあたっては、沿川の地形・土地利用や景観、利活用状況、自然環境等の周辺環境に十分配慮し、周辺景観と調和のとれた護岸整備や川に親しめる水辺整備、旧川の存置などの工夫を行うとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境保全のため、多様な水際部や瀬・淵の保全に努めた河川整備を行います。

また、取水施設等の許可工作物管理者とは事前に協議を行い、さらに、必要に応じて環境調査の実施や有識者等の意見聴取を行い、それらの結果を反映した河川改修とします。

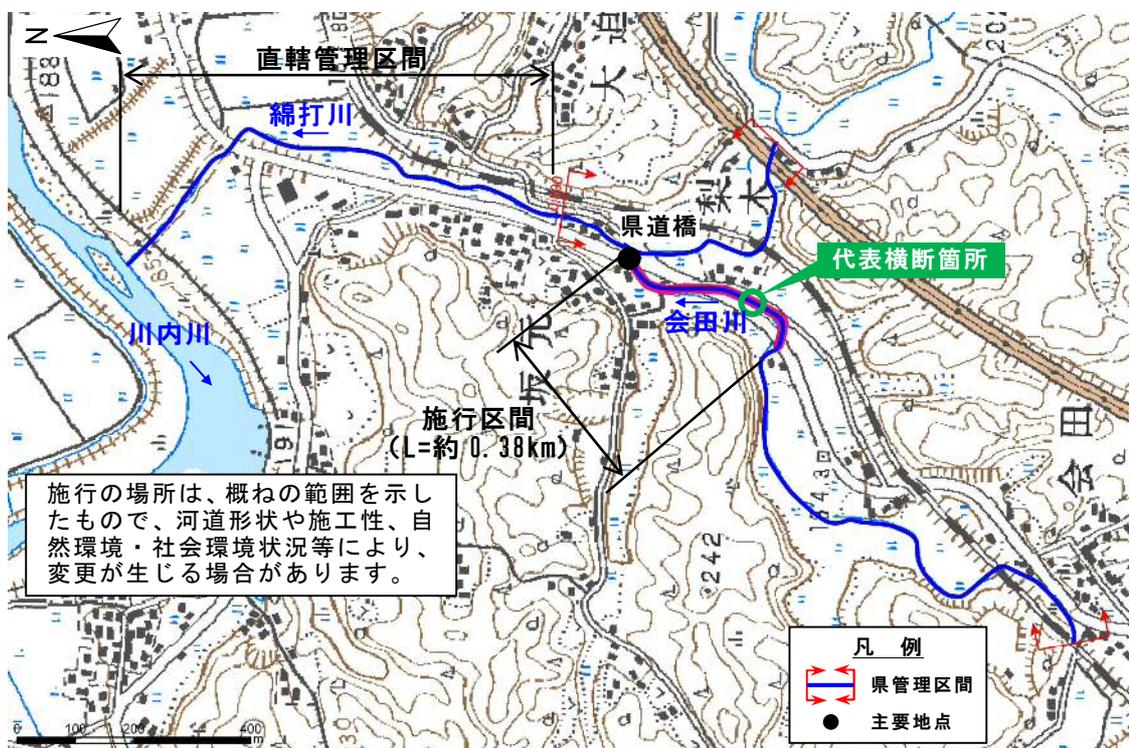


図 5-11 河川工事の施行場所（会田川）

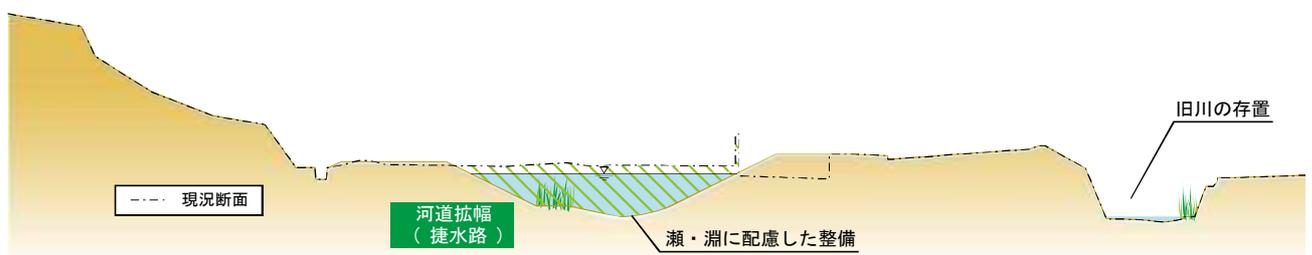


図 5-12 代表地点の改修横断イメージ（会田川）

5.1.6. 桶寄川

桶寄川では、川内川本川の背水による越水の防止を図るために、図 5-13に示す区間において、図 5-14に示すような築堤等を行います。

河川改修にあたっては、沿川の地形・土地利用や景観、自然環境等の周辺環境に十分配慮した河川整備を行います。

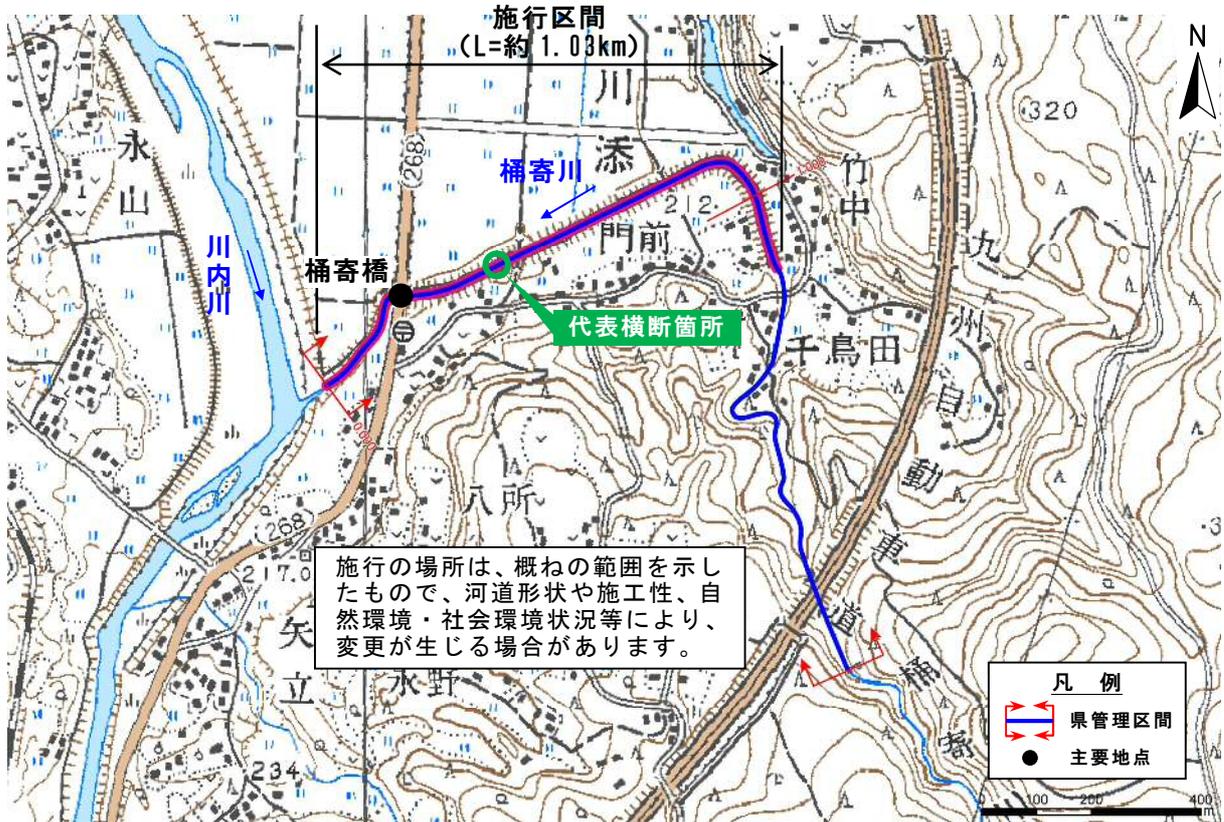


図 5-13 河川工事の施行場所（桶寄川）

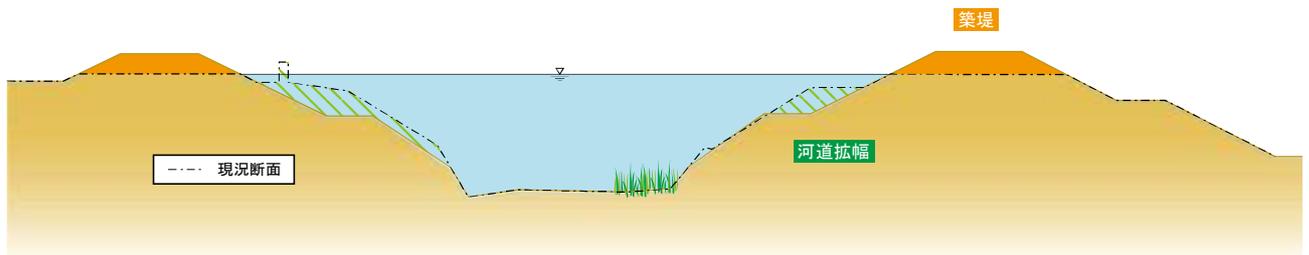


図 5-14 代表地点の改修横断イメージ（桶寄川）

5.2. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理や災害復旧工事の実施にあたっては、治水、利水、環境の視点から調和のとれた川の本来の機能を維持することを目的として、地域の特性を踏まえつつ、関係機関の地域住民と協力して以下の施策を行います。

5.2.1. 河川管理施設の維持管理・災害復旧

河道や水門・樋門等の河川管理施設は定期的に点検を実施し、機能が低下している場合は、必要に応じて適切に維持管理を行います。

河道の維持管理については、土砂の堆積状況等の河川状況を確認し、治水上支障となる場合には、河川環境に配慮しつつ、河道内の寄洲除去、河床低下対策、樹木伐採を行います。

堤防、護岸・樋門等の河川管理施設については、河川巡視及び点検を行い、亀裂、陥没等の異常があり、河川管理上支障がある場合には、機能の維持や安全性の確保を図るため、補修等の必要な対策を行います。また、治水上の安全性を確保するため、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、河川環境に配慮しつつ、適切な維持管理に努めます。

なお、洪水等の自然災害による護岸等の河川管理施設の被災については、再度の災害防止や被害の拡大を防ぐため、河川環境に配慮しつつ、被災箇所の速やかな復旧を行います。



図 5-15 寄洲除去計画



※寄洲除去計画：鹿児島県では、寄洲により河川断面が著しく阻害されるなど、治水上緊急性が高い寄洲を除去することにより河川の氾濫を未然に防止します。

写真 5-1 羽月川における寄洲除去

5.2.2. 河川空間の適切な管理

(1) 景観と文化

川内川上流圏域では、豊富な水や人々の暮らしで培われたきた良好な田園風景や河川景観が存在し、川と関わりの深い景勝地や歴史的構造物・文化財も多く、地域の重要な観光資源や地域の活力源として重要な役割を担っています。

このような資産を、よりよい形で次世代へ引き継ぐためにも、地域社会からの多様なニーズの把握を行うとともに、河川管理者だけでなく地域住民を含めた関係機関との調整を図りながら、適切な維持管理を行っていきます。

(2) 自然環境

川内川上流圏域河川の良好な自然環境を維持していくため、重要かつ特徴的な動植物ならびにそれらの生息・生育・繁殖環境に配慮し、水際部や瀬・淵などをはじめとした多様な河川環境の保全を目指した多自然川づくりによる河川管理に努めます。

また、必要に応じて、動植物の生息・生育・繁殖環境の把握を目的とした環境調査を実施し、得られた情報は地域との共有化を図ります。

(3) 河川空間の利用

川内川上流圏域では、自然豊かな河川空間が多くの人々に観光や地域イベント、散策や環境学習のフィールドとして多岐にわたって利用されています。

このような利用は、地域住民に優れた自然と触れ合う機会を提供し、河川環境愛護の意識向上に繋がるとともに、地域住民の憩いの場として重要な役割を果たしています。このため、河川利用に関する現状の機能は維持・復旧し、河川空間の利活用の促進を目指して、市町が実施する河川を活かしたまちづくり等と連携し、人々に潤いを与え、河川に親しみを感じられるよう、地域におけるふれあいの場や憩いの場となるような水辺整備を推進します。

5.2.3. 河川情報の高度化及び提供

施設能力以上の洪水や計画規模を超過した洪水の発生時には、正確な情報を迅速に地域住民に提供し、被害を最小限に抑えることが極めて重要です。

このため、洪水危機管理体制の確立の一環として、これまで行ってきた洪水時の雨量や河川水位等の情報収集など河川情報の高度化を図ります。また、関係機関と連携して水防体制の維持、強化を図るとともに、川沿いの住民に対して自主避難の判断材料となるわかりやすい防災情報の提供に努めます。



写真 5-2 痕跡水位・避難所案内表示
(川内川本川での実施例)



写真 5-3 危険度レベルの表示
(川内川本川での実施例)

5.2.4. 防災意識の向上

大規模な洪水被害を防止・軽減するためには、河川整備とあわせて地域住民一人一人の

防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行うことが必要です。

このため、平成18年7月洪水を契機とする「川内川水系水害に強い地域づくり」や「湧水町総合的な冠水被害軽減対策事業」でのソフト対策を推進するとともに、洪水ハザードマップ等の作成の推進、平常時から国や伊佐市、湧水町と連携して地域住民に対し、避難場所等の防災情報を積極的に提供・周知するほか、自主防災組織結成の促進や防災教育・訓練の支援を行います。こうした取組を通じて、自助・共助・公助の適切な役割分担と相互の連携により地域防災力の向上を図ります。

※鹿児島県では自主防災組織の結成を促進するため、地域自主防災組織設立促進協議会・講演会や地域防災推進員養成講座などを行っており、地域住民の方々が意見を出し合って作成するための「地域防災地図作成の手引き」をとりまとめています。



図 5-16 地域防災地図作成の手引き



写真 5-4 小学校での水害想定避難訓練
(写真:伊佐市立本城小学校 HP)

5.2.5. 水質の監視等

今後も河川巡視や関係機関との連携により、現在の水質が維持できるよう努めるとともに水質事故等の早期発見と適切な対処に努めます。また、水質に対する住民の意識向上を図るための啓発活動等を行います。

第6章 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

6.1. 地域と連携した河川管理

川内川上流圏域では、豊かな自然環境や良好な河川景観を持った「川内川流域県立自然公園」、紫尾山等の景勝地や歴史的構造物・文化財も多く、地域の重要な観光資源や地域の活力源として重要な役割を担っています。

このような特性を持つ川内川上流圏域では、地域住民や関係機関がその価値や重要性を再認識したうえで、地域住民や市町の地域ぐるみによる自主的な活動が不可欠となります。その中で、よりよい河川環境を形成していこうという気運を高めるとともに、治水に対する理解を深めていくことが重要となります。

そのためには、森林・河川を利用したイベントや水質保全の取組、小中学校等の河川に関する学習会や清掃活動などの積極的な取組を支援し、各種情報の提供や参加、地域住民や関係機関との連携を図りながら、人々の河川に対する正しい理解の啓発、河川愛護意識の向上につながる河川管理に努めていきます。



写真 6-1 みんなの水辺サポート推進事業

地域住民等による県管理河川の清掃美化活動を促進するため、ボランティア（みんなの水辺サポーター）の活動を支援している。



写真 6-2 ガラッパプロジェクト

市山川では^{たなか}田中校区コミュニティ協議会が主催するガラッパプロジェクトにより、河川の草刈りや魚釣り体験、ウナギの放流などを行っている。



写真 6-3 水と緑の学校（^{やまの}山野小学校）

川や森林の働き、自然の大切さを体験的に学ぶ「水と森の学校」（森林の体験活動支援事業）を支援している。写真は沢登りの様子。（写真：伊佐市立山野小学校 HP）



写真 6-4 事業説明会の開催

鹿児島県では県民と行政の連携と対話による川づくりを推進するため、事業説明会、意見交換会、生徒児童を対象にした現場見学会などを開催している。

■みんなの水辺サポート推進事業

地域の自治会、ボランティア、NPO 等による河川又は海岸の定期的な清掃美化活動等を促進するため、これらの団体（みんなの水辺サポーター）に対し、活動の支援を行っています。

川内川上流圏域内では平成 25 年度時点で、12 団体を認定しています。

○支援対象

県管理河川又は海岸の一定区間（100m 以上）において、年 2 回以上、定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃美化活動等を行う団体

○支援内容

- ① 団体名を示したサインボードの設置
- ② 清掃作業用品（軍手・ゴミ袋及び混合油）の支給
- ③ 活動中の事故に備えた傷害保険の加入



平成 26 年度ポスター



サインボード

6.2. 河川情報の共有化

地域住民に河川のことについて知ってもらうため、インターネット等による河川事業の紹介や河川の防災情報等の提供に努め、地域住民とのコミュニケーションの充実ならびに強化を図ります。

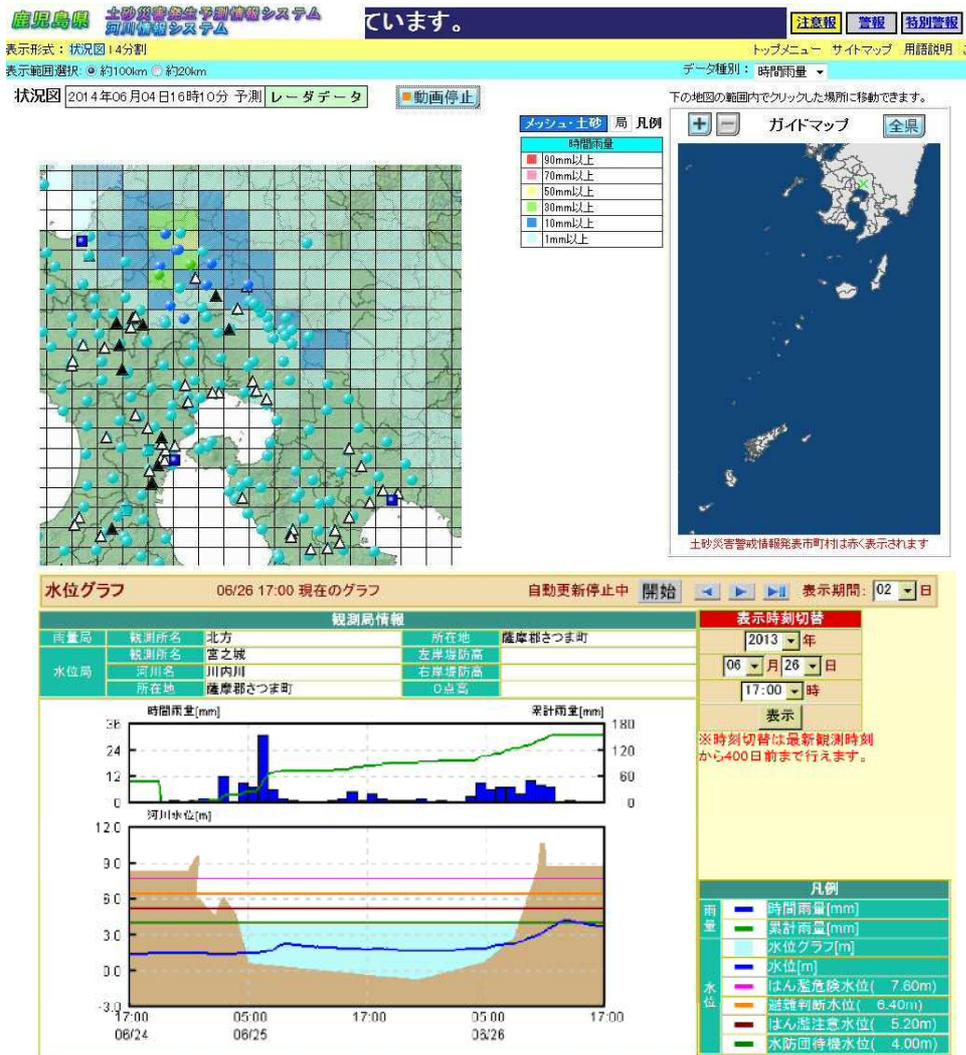


図 6-1 鹿児島県河川情報システムのホームページ画面

ホームページアドレス <http://www.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/>
携帯用コンテンツ <http://www.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/mobile/>